

○松田山ハーブガーデンの設置及び管理に関する条例施行規則

(平成9年5月15日規則第11号)

改正 平成18年8月24日規則第19号 一年一月一日規則第一号

(趣旨)

第1条 この規則は、松田山ハーブガーデン(以下「ハーブガーデン」という。)の設置及び管理に関する条例(平成9年松田町条例第5号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(休園日)

第2条 ハーブガーデンの休園日は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、町長が特に必要があると認めたときは、これを変更し、又は臨時休園することができる。

(1) 毎週月曜日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときを除く。)

(2) 休日の翌日

(3) 12月28日から翌年1月3日まで

(開園時間)

第3条 ハーブガーデンの開園時間は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、町長が特に必要があると認めたときは、開園時間を変更することができる。

(1) 3月から10月まで 午前9時から午後5時まで

(2) 11月から2月まで 午前9時から午後4時まで

(遵守事項)

第4条 入園者は次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 許可なく動物又は危険な物品等を持ち込まないこと。

(2) 許可なく火気を使用し、又は特別の設備をしないこと。

(3) 騒音、怒声等を発する等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。

(4) たばこや空缶、ごみなどにより汚さないこと。

(5) 前4号に定めるもののほか、町長の指示した事項

(損傷等の届出)

第5条 入園者は、施設等を損傷し、又は滅失したときは、直ちにその旨及び理由を町長に届け出て、その指示を受けなければならない。

(料金)

第6条 ハーブ館内の直食と直売の料金は、材料費等実費その他を勘案した額とする。

(指定管理者の管理に係る読替え)

第7条 ハーブガーデンの管理を条例第3条第1項に規定する指定管理者が行う場合においては、第3条第1項、第4条第1項第5号及び第5条中「町長」とあるのは「指定管理者」とする。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、平成9年6月1日から施行する。

附 則(平成18年8月24日規則第19号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(一年一月一日規則第一号)

この〇〇は、公布の日から施行する。